

公立大学法人三重県立看護大学の中期目標期間における業務の実績に関する評価 (期間評価)の実施方法の検討について

1 期間評価の実施について

期間評価を令和3年度に行う必要があり、第一期に整備した期間評価実施要領を基本的に踏襲する。しかし、令和元年度に見込評価を行ったことから、業務の効率上その内容を活かせるよう、要領及び様式を一部改正いたしたい。

2 一部改正が必要な期間評価関係要領及び様式

- (1) 公立大学法人三重県立看護大学の中期目標期間の業務実績評価実施要領・・・資料 2 - 2
- (2) 中期目標期間における業務実績報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 2 - 3
- (3) 中期目標期間における業務実績に関する評価報告書・・・・・・・・・・資料 2 - 4

4 要領・報告書の一部改正の概要

○資料 2 - 2 公立大学法人三重県立看護大学の中期目標期間の業務実績評価実施要領 (案)

- ・「3 項目別評価の具体的方法」(1) 法人による自己評価に記述する「未達成の取組」を「今後の課題」に改める。(見込み評価実施要領にあわせる)
- ・「3 項目別評価の具体的方法」(3) 大項目の区分を削る。
((1) 法人による自己評価、(2) 評価委員会の評価に「中期目標の(達成状況について、)大項目ごとに・・・評価する」との記載があるため)

○資料 2 - 3 中期目標期間における業務実績報告書 (案)

○資料 2 - 4 中期目標期間における業務実績に関する評価報告書 (案)

- ・見込評価の業務実績報告書、評価報告書を踏襲した様式に改正